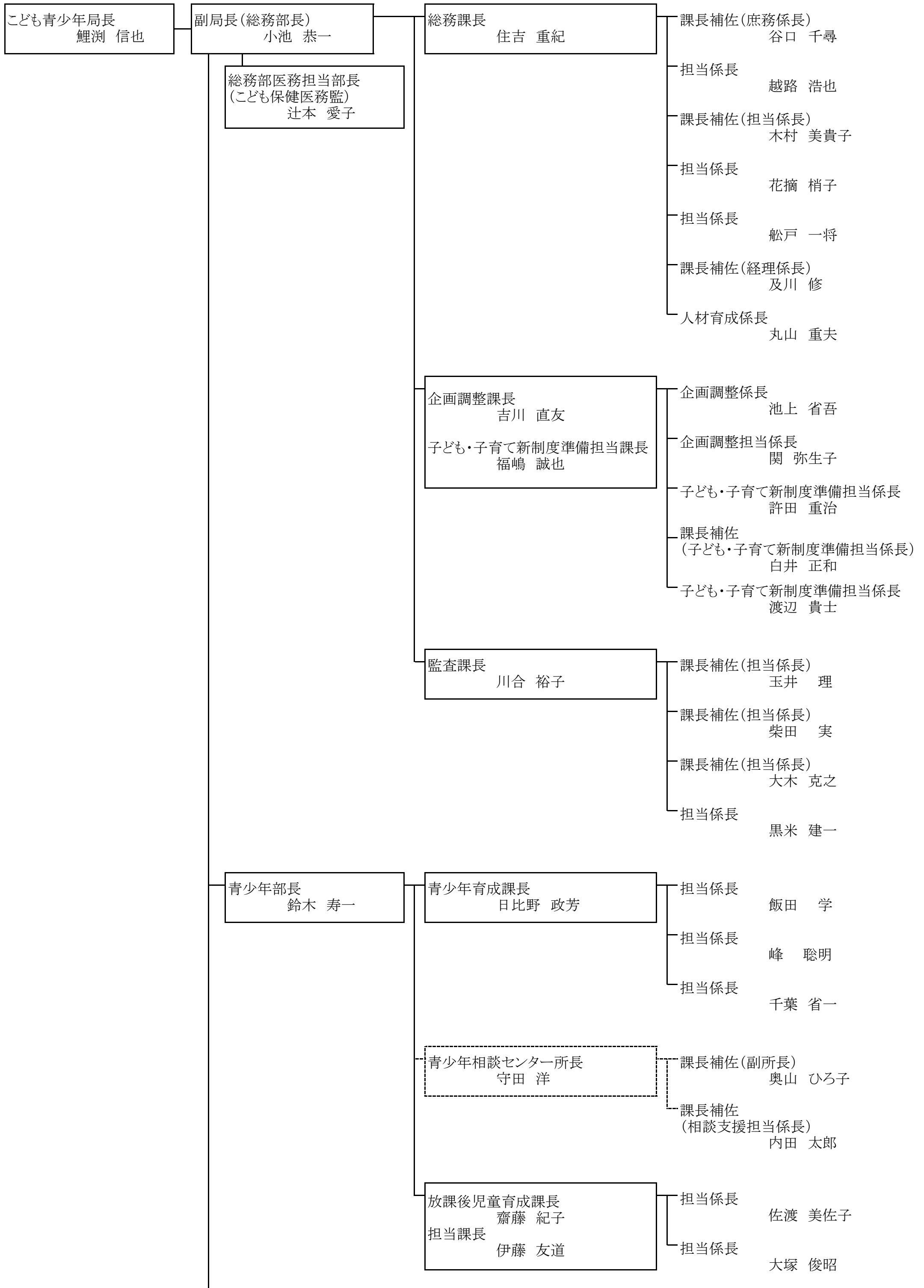


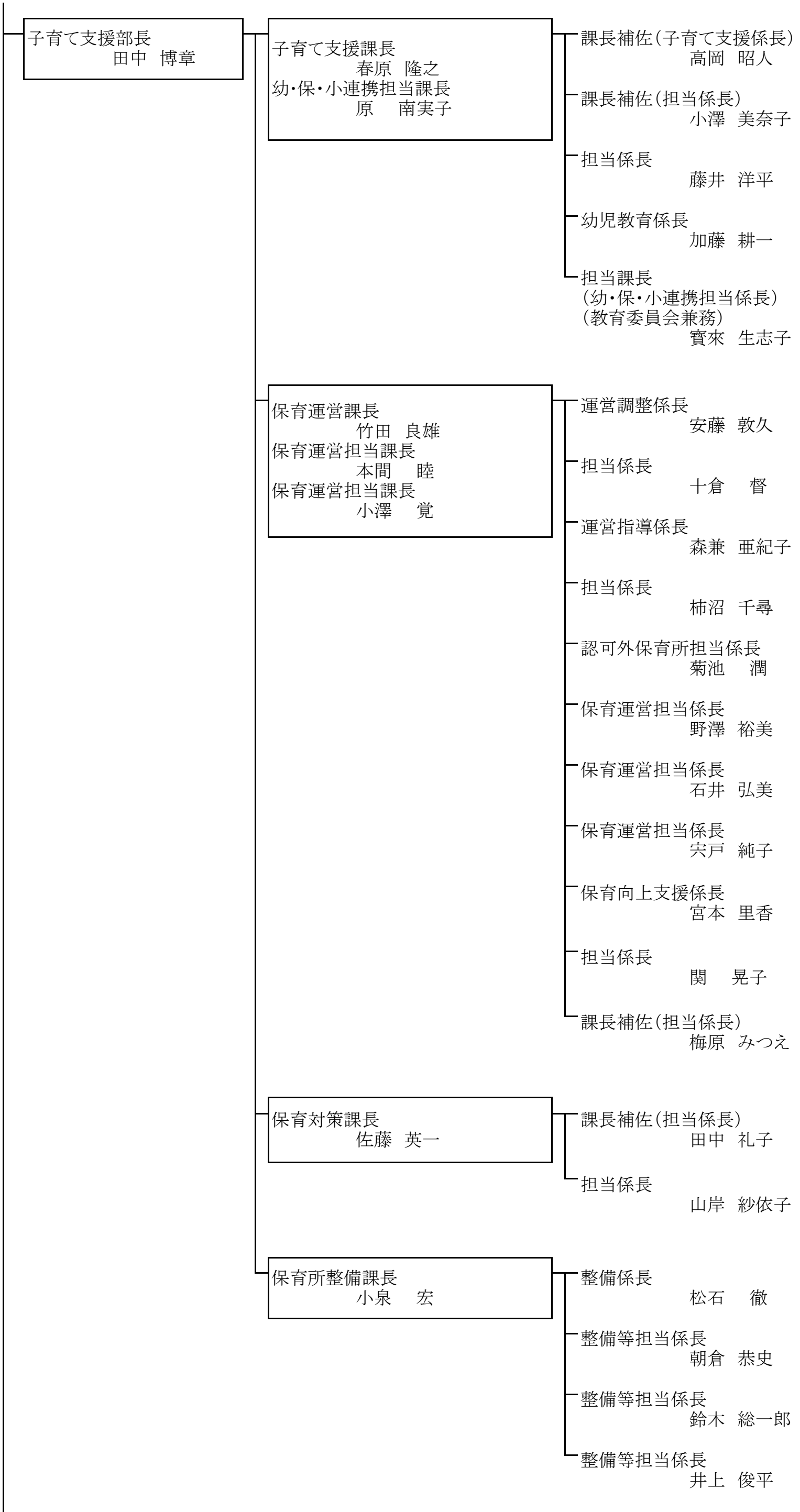
機構及び事務分掌

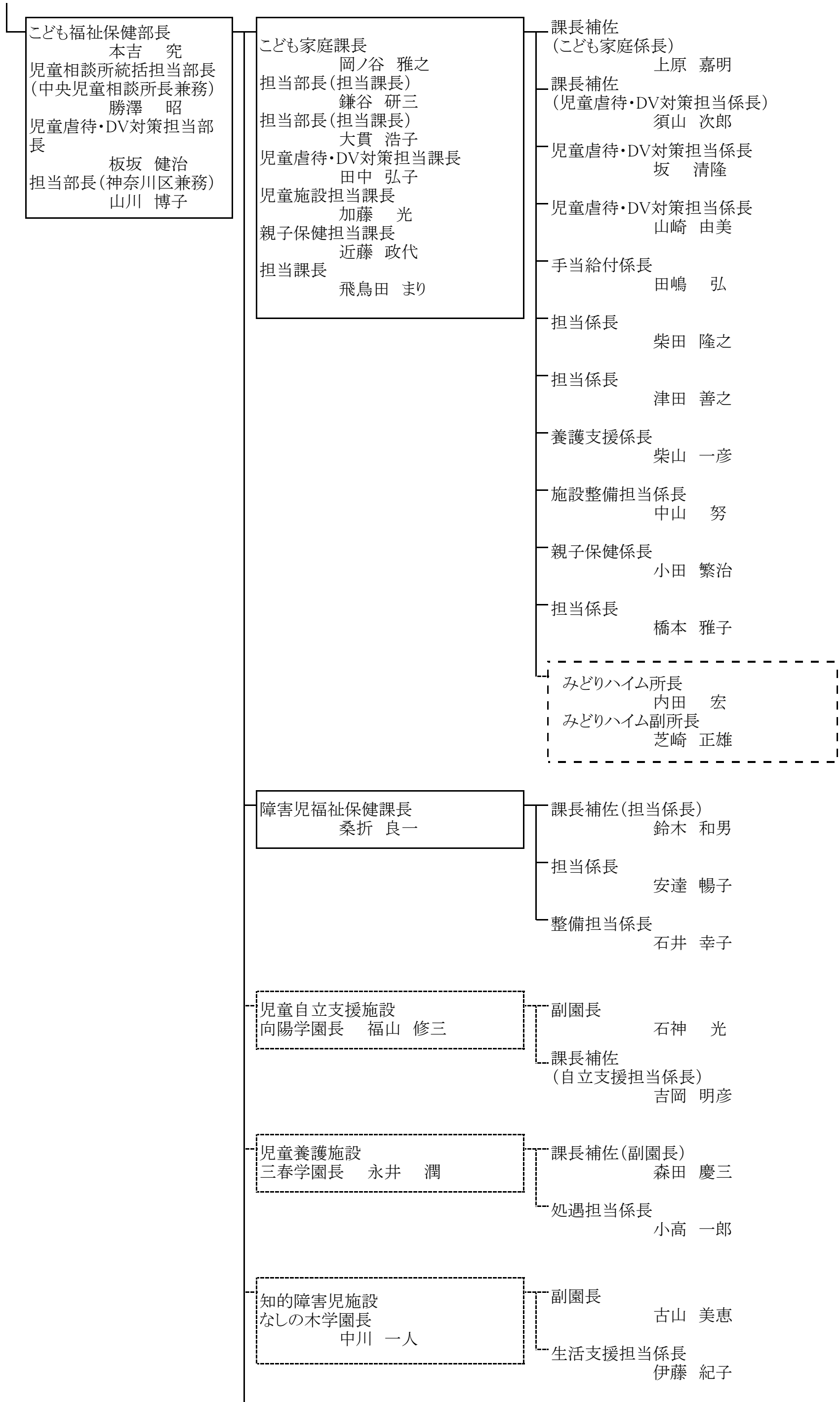
(平成 25 年 5 月)

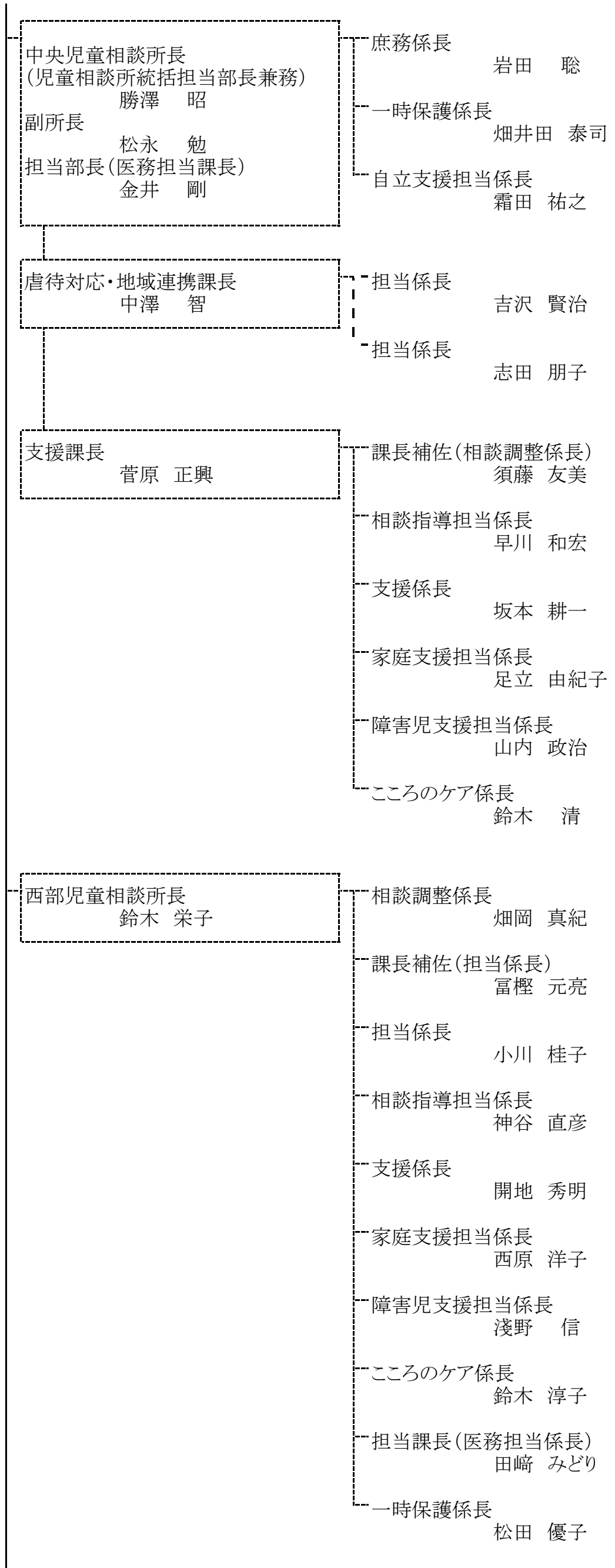
こども青少年局

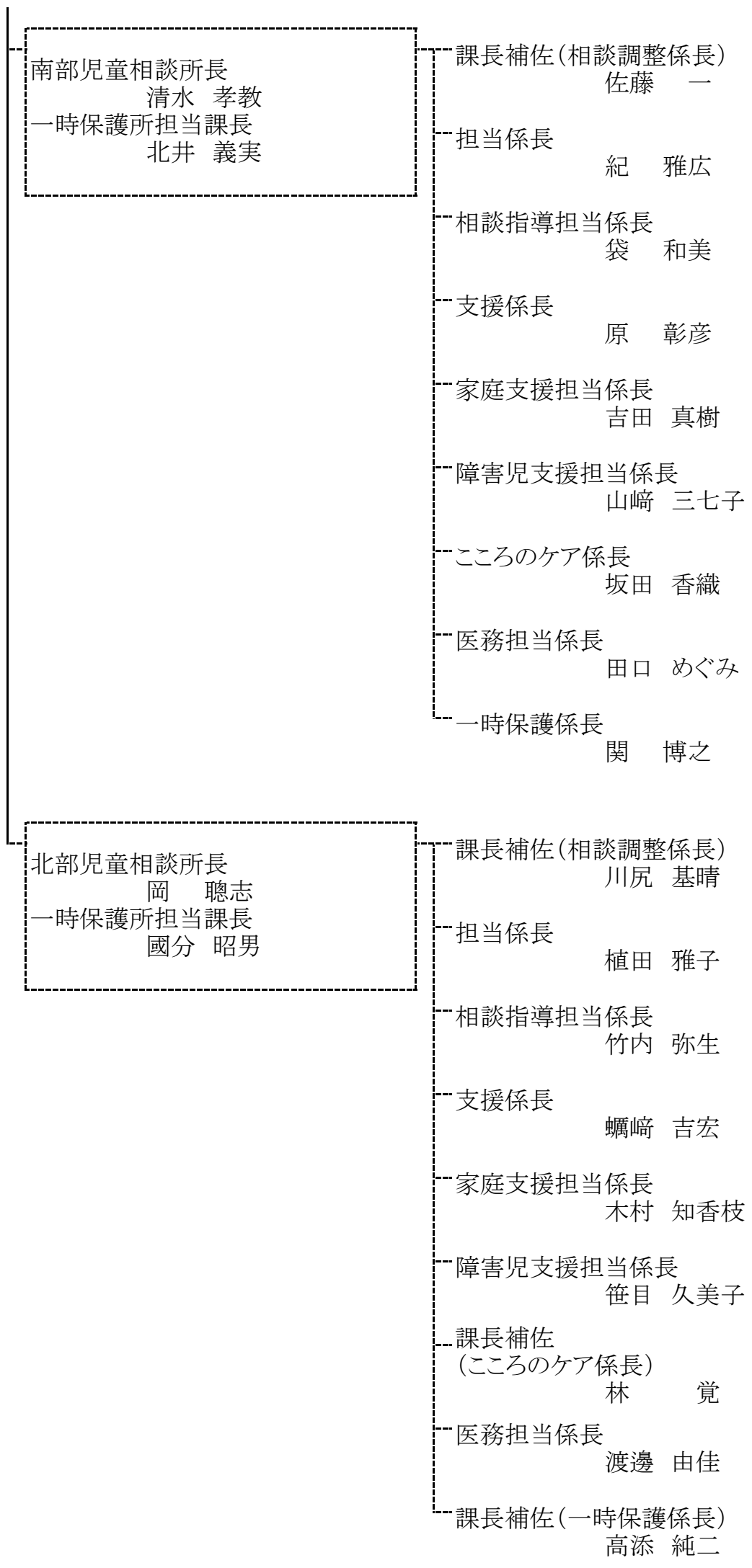
こども青少年局機構図(平成25年5月15日現在)











こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の室、部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の室、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。

7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育の調査研究に関すること。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること。
- 5 その他幼児教育に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 3 横浜保育室事業の運営等に関すること。

- 4 児童福祉法に基づく家庭的保育事業の認定等に関する事。
- 5 認可外保育施設の事業停止命令等に関する事。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関する事。
- 2 保育所等の第三者評価に関する事。
- 3 保育所等の給食指導に関する事。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関する事。

保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。

保育所整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関する事。
- 2 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関する事。

こども福祉保健部

こども家庭課

家庭養育支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。）。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 8 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 9 女性に係る福祉の調整に関する事（市民局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 部内他の課、係の主管に属しない事。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

児童養護向上支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関すること。
- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
- 7 里親の認定及び登録に関すること。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 9 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること。
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。

- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。

- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 25 年 度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

頁

平成25年度こども青少年局予算について	1
平成25年度こども青少年局予算総括表	3
1 子ども・子育て関連3法施行準備事業 ○子ども・子育て関連3法施行準備事業<新規>	4
2 次世代育成支援行動計画の推進 ○次世代育成支援行動計画の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ○子どもの事故予防啓発推進事業	5
3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実 ○妊婦健康診査事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充> ○母子保健指導事業 ○乳幼児健康診査事業<拡充> ○先天性代謝異常症等検査事業 ○歯科健康診査事業 ○育児支援事業<拡充> ○子ども・家庭支援相談事業 ○不妊相談・治療費助成事業 ○産後母子ケアモデル事業<新規>	6
4 地域における子育て支援の充実 ○地域子育て支援拠点事業<拡充> ○親と子のつどいの広場事業<拡充> ○私立幼稚園はまっ子広場事業<拡充> ○保育所地域子育て支援事業<拡充> ○子育て支援者事業<拡充> ○横浜子育てサポートシステム事業<拡充> ○乳幼児一時預かり事業<拡充> ○子育て家庭応援事業	7
5 保育所整備事業等 ○保育所整備<拡充> ○老朽改築 ○横浜保育室整備費助成 ○民間保育所耐震対策事業<拡充>	9
6 保育運営事業 ○保育所運営<拡充> ○長時間保育事業<拡充> ○保育事業向上支援費 特定保育向上支援費<拡充> ○障害児保育 ○通園利便性の向上 ○保育の質の向上・保育士確保策<拡充> ○保育コンシェルジュの設置 ○市立保育所民間移管事業 ○保育料納付促進事業 ○給食食材放射線測定事業	10
7 多様な保育ニーズへの対応 ○一時保育<拡充> ○休日保育<拡充> ○病児・病後児保育<拡充> ○24時間型緊急一時保育	11
8 横浜保育室助成・家庭保育事業等 ○横浜保育室助成事業<拡充> ○家庭的保育の運営<拡充> ○認可外保育施設指導監督・助成事業 ○事業所内保育施設助成事業<拡充>	12
9 幼児教育事業 ○私立幼稚園就園奨励補助事業 ○私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充> ○私立幼稚園補助事業 ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園施設整備費補助事業 ○幼児教育研修・交流等事業<拡充>	13
10 放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業<拡充> ○プレイパーク支援事業	14

1 1	すべての子ども・若者の健全育成の推進	15
	○青少年を育む地域の環境づくり<拡充> ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営
1 2	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	16
	○青少年相談センターにおける 相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーション事業<拡充>	○若者サポートステーション機能強化事業<新規> ○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型学習等支援事業<拡充>
1 3	地域療育センター関係事業	17
	○地域療育センター運営事業<拡充> ○地域療育センター学校支援事業<拡充>	○地域療育センター 発達障害児通所支援事業<拡充>
1 4	学齢障害児への支援	18
	○障害児居場所づくり事業	○学齢後期障害児支援事業<拡充>
1 5	在宅障害児及び施設利用児童への支援	19
	○メディカルショートステイシステム事業<拡充> ○医療環境整備事業 ○障害児通所支援事業<拡充>	○障害児入所支援事業等 ○民間障害児施設運営費助成事業
1 6	障害児施設の整備	20
	○重症心身障害児施設の整備 ○横浜市なしの木学園の再整備	○白根学園児童寮の再整備
1 7	児童虐待防止への取組の充実	21
	○児童相談所の運営と機能強化<拡充> ○北部児童相談所一時保護所の整備 ○家庭訪問の充実<拡充> ○子ども・家庭支援相談事業の充実 ○母子保健事業の充実	○保育所での見守り強化 ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○児童虐待防止啓発地域連携事業<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> ○産後母子ケアモデル事業<新規>
1 8	児童養護施設等における家庭的支援の充実	23
	○児童福祉施設の整備<拡充> ○里親推進事業<拡充> ○ファミリーホーム事業<拡充> ○自立援助ホーム事業<拡充>	○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> ○児童措置費等 ○児童養護向上支援事業
1 9	ひとり親家庭等の自立支援	24
2 0	DV被害者等対策事業	24
	○DV被害者等に対する地域での生活に向けた 支援の充実<拡充> ○母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充>	○女性緊急一時保護施設補助事業 ○加害者更生プログラムへの運営費補助<新規>
2 1	児童手当	25
2 2	児童扶養手当等	26
	○児童扶養手当	○特別乗車券の交付
2 3	母子寡婦福祉資金貸付事業（母子寡婦福祉資金会計）	26

○ 平成25年度子ども青少年局予算について

平成25年度は、「横浜市中期4か年計画」の最終年です。子ども青少年局では、基本政策の一つ「子育て安心社会の実現」のため、安心して子育てできる社会を実現し、子どもたちの明るい未来をつくるため、計画の達成に取り組めます。あわせて、「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画（5か年計画）」の4年目として、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、事業の着実な推進を図ります。また、子ども・子育てに関連する新法の施行を控え、新制度への対応準備が必要です。

そこで、子ども青少年局の平成25年度予算では、特に以下の4点を重視して予算を計上しました。

I 子ども・子育て関連3法施行準備事業

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年4月の施行が想定されています。新制度は、子育て家庭をはじめ、国、地方自治体、事業者等を含めた、子どもを取り巻く仕組みが大きく変わる制度改革であるため、法の施行に向けた準備作業を本格化します。

分野別

子ども・子育て関連3法施行準備事業

1 子ども・子育て関連3法施行準備事業（P4）

- ・子ども・子育て関連3法施行準備事業【新規】

子育て環境の整備

3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実（P6）

- ・妊婦健康診査事業
- ・乳幼児健康診査事業【拡充】
- ・産後母子ケアモデル事業【新規】

4 地域における子育て支援の充実（P7～8）

- ・地域子育て支援拠点事業【拡充】
- ・親と子のつどいの広場事業【拡充】
- ・乳幼児一時預かり事業【拡充】

5 保育所整備事業等（P9）

- ・保育所整備【拡充】、老朽改築
- ・横浜保育室整備費助成
- ・民間保育所耐震対策事業【拡充】

6 保育運営事業（P10）

- ・長時間保育事業【拡充】
- ・保育事業向上支援費・特定保育向上支援費【拡充】
- ・保育の質の向上・保育士確保策【拡充】

7 多様な保育ニーズへの対応（P11）

- ・一時保育【拡充】
- ・休日保育【拡充】
- ・病児・病後児保育【拡充】

8 横浜保育室助成・家庭保育事業等（P12）

- ・横浜保育室助成事業【拡充】
- ・家庭的保育の運営【拡充】
- ・事業所内保育施設助成事業【拡充】

9 幼児教育事業（P13）

- ・私立幼稚園就園奨励補助事業
- ・私立幼稚園預かり保育補助事業【拡充】
- ・幼児教育研修・交流等事業【拡充】

放課後の居場所づくり

10 放課後の居場所づくり（P14）

- ・放課後キッズクラブ事業【拡充】
- ・はまっ子ふれあいスクール事業【拡充】
- ・放課後児童健全育成事業【拡充】

青少年育成施策の推進

11 すべての子ども・若者の健全育成の推進（P15）

- ・青少年を育む地域の環境づくり【拡充】
- ・青少年関係施設の運営等
- ・横浜市子ども・若者支援協議会の運営

12 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実（P16）

- ・地域ユースプラザ事業
- ・若者林・トースト・ジョブ事業【拡充】・機能強化事業【新規】
- ・寄り添い型学習等支援事業【拡充】

妊娠期

乳児期

幼児期

ライフ
ステージ別

学齢期

青少年期

II 保育所待機児童解消の継続

平成 24 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数は、対前年比で約 82%減少し、179 人となりました。平成 25 年 4 月の待機児童解消を目指していますが、入所申込者数の増加傾向は続いていますので、25 年 4 月以降の解消継続に向け、引き続き、ソフトとハード両面からの取組を継続します。

III 児童虐待防止への取組の充実

平成 23 年度の新規虐待把握件数は 820 件と、16 年度に次いで過去 2 番目に多い件数となっています。また、24 年度に入ってから死亡等重篤事例が発生しています。このため、引き続き、23 年に取りまとめた 8 つの対策を着実に推進するとともに、「平成 24 年度児童虐待対策連携強化プロジェクト」で報告された、区と児童相談所において「双方が支援のパートナーとなり、それぞれの役割を活かした協働」を進め、児童虐待対策をより一層充実させます。

IV 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

ひきこもりや経済的困窮など支援を必要とする若者のため、「横浜市子ども・若者支援協議会」の意見を踏まえて、困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実に取り組みます。

2 次世代育成支援行動計画の推進（P5）

・次世代育成支援行動計画の推進 ・ワーク・ライフバランスの普及・啓発 ・子どもの事故予防啓発推進事業

児童の健全育成のための経済的支援

21 児童手当（P25）

22 児童扶養手当等（P26）

23 母子寡婦福祉資金貸付事業（P26）

障害児とその家庭への生活支援の充実

13 地域療育センター関係事業（P17）

- ・運営事業【拡充】
- ・学校支援事業【拡充】
- ・発達障害児通所支援事業【拡充】

14 学齢障害児への支援（P18）

- ・障害児居場所づくり事業
- ・学齢後期障害児支援事業【拡充】

15 在宅障害児及び施設利用児童への支援（P19）

- ・ケア・イカサポートサービス事業【拡充】
- ・障害児通所支援事業【拡充】
- ・障害児入所支援事業等

16 障害児施設の整備（P20）

- ・重症心身障害児施設の整備
- ・横浜市なしの木学園の再整備
- ・白根学園児童寮の再整備

児童虐待防止への取組の充実

17 児童虐待防止への取組の充実（P21～22）

- ・児童相談所の運営と機能強化【拡充】
- ・北部児童相談所一時保護所の整備
- ・家庭訪問の充実【拡充】
- ・保育所での見守り強化
- ・児童虐待防止啓発地域連携事業【拡充】

18 児童養護施設等における家庭的支援の充実（P23）

- ・児童福祉施設の整備【拡充】
- ・里親推進事業【拡充】
- ・ファミリーホーム事業【拡充】
- ・自立援助ホーム事業【拡充】
- ・養育家庭支援機能の強化【拡充】
- ・児童措置費等
- ・施設等退所後児童に対するアフターケア事業【拡充】
- ・児童養護向上支援事業

ひとり親家庭等の自立支援への対応の強化

19 ひとり親家庭等の自立支援（P24）

- ・高等技能訓練促進費
- ・母子家庭等就業・自立支援セカンドステップ事業
- ・在宅就業支援事業

20 DV被害者等対策事業（P24）

- ・DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実【拡充】
- ・母子生活支援施設緊急一時保護事業【拡充】
- ・加害者更生プログラムへの運営費補助【新規】

平成25年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	213,236,558	209,753,800	3,482,758	1.7	
青少年費	19,932,432	19,966,738	△ 34,306	△ 0.2	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	102,645,091	96,791,567	5,853,524	6.0	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こども福祉保健費	90,659,035	92,995,495	△ 2,336,460	△ 2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	654,190	646,999	7,191	1.1	
特別会計繰出金	654,190	646,999	7,191	1.1	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	213,890,748	210,400,799	3,489,949	1.7	※児童手当等に関する事業費を除くと前年度比4.3%増
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	680,879	608,420	72,459	11.9	母子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	680,879	608,420	72,459	11.9	

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

【凡例】

当ページ以降の下線は新規・拡充した部分を示しています。

1	子ども・子育て 関連3法施行 準備事業	<p>事業内容 平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、27年4月の施行が想定されていることから、施行に向けた準備として、25年度は、地方版子ども・子育て会議の設置・運営、ニーズ及び事業者実態の調査、電算システム開発、横浜保育室及び放課後児童クラブ移行支援などを行います。</p>	
本 年 度	4億2,700万円	<p>子ども・子育て関連3法施行準備事業<新規></p>	
前 年 度	—	<p>1 地方版子ども・子育て会議の設置・運営 259万円 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等に関する調査審議を行うため、地方版子ども・子育て会議を設置・運営します。</p>	
差 引	4億2,700万円	<p>2 ニーズ調査 2,000万円 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子育て家庭の状況や意向等を把握する必要があるため、国の基本指針に基づきニーズ調査を実施します。</p>	
本年度の 財源内訳	国	833万円	<p>3 事業者実態調査 4,920万円 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、保育所等が新制度に円滑に移行が図れるよう、幼稚園の保育料実態調査や保育所、放課後児童クラブ等の運営状況調査など、経営実態調査を行います。 また、横浜保育室等の新制度への移行を図るための施設実態調査を行います。</p>
	県	1億3,900万円	
	その他	—	
	市 費	2億7,967万円	
<p>4 電算システムの開発 1億8,000万円 利用者負担額や保育の必要度の認定、給付費の審査・支払い及び給付の対象となる施設、事業者の管理等を行うための電算システムの開発（調査・設計・プログラム）に着手します。</p>			
<p>5 横浜保育室認可移行のための支援 1億1,250万円 低年齢児対象の認可保育所への移行を目指す横浜保育室について、移転整備により認可保育所の基準を満たすよう、施設整備費を助成し、横浜保育室の法定施設への移行を支援します（5か所）。</p>			
<p>6 放課後児童クラブ移行のための支援 4,700万円 対象児童の拡大や設備運営基準などの新たな基準にスムーズに対応できるよう、現行の国ガイドラインを満たしていない放課後児童クラブへの分割・耐震化移転を促進します。 (1) 分割開設準備金 面積基準を満たしていないクラブの分割促進について補助します。（15か所） (2) 移転費用補助 老朽化により耐震上危険性のある施設の移転費用を補助します。（10か所） (3) 市民協働による新たな中間的な支援組織モデル事業 労務、雇用関係に関する保護者や運営委員会の負担軽減を目指し、クラブの運営支援を図るモデル事業を実施します。</p>			
<p>7 新制度の説明・周知等 1,571万円 保育所、幼稚園、横浜保育室、放課後児童クラブなどが、3法のもとの新たな制度への円滑な移行を行えるよう、事業者等に対して、制度や移行手続き等の説明や周知を図るとともに、利用者等に対しても制度の周知等を行います。</p>			

2	次世代育成支援行動計画の推進		事業内容 「かがやけ横浜こども青少年プラン」（後期計画：平成22年度～26年度）の着実な推進を図ります。また、子育て期に、やりがいや充実感を感じて働きながら、子育てや生活を楽しむことができる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組の推進や、子どもの事故予防に関する普及啓発など、子どもを大切にする機運を醸成するための普及・啓発等を行います。
	本年度	1,010万円	
	前年度	1,590万円	
	差引	△580万円	
本年度の財源内訳	国	—	1 次世代育成支援行動計画の推進 136万円 市民・事業者等からなる次世代育成支援行動計画推進協議会において、行動計画（後期計画）の進捗状況について検証・協議を行います。
	県	—	
	その他	100万円	
	市費	910万円	
2 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 679万円 社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向け研修の開催やパンフレットの発行を行います。 また、ホームページによる父親向けの育児支援の情報発信や、地域子育て支援拠点などと連携した父親向け育児講座などを行うほか、祖父母世代を対象にした孫育て講座を開催します。 (1)企業向け普及・啓発 (2)市民向け普及・啓発 (3)ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会の運営			
3 子どもの事故予防啓発推進事業 195万円 子どもの事故予防に対する意識を高めるため、リーフレットの作成やホームページによる情報発信を行います。 また、低年齢児の反応やバランス感覚などの能力向上を目的とした、保育園訪問運動指導のモデル実施を拡充します。 (1)リーフレット作成・配布及びホームページによる情報発信 (2)保育園における訪問運動指導 (3)子どもの事故予防対策検討会の運営			

3	妊娠から産後までの途切れない支援の充実		1 妊婦健康診査事業 24億9,444万円 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。 (延べ人数：387,436人)
	本年度	46億4,713万円	2 こんには赤ちゃん訪問事業<拡充> 8,127万円 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に、地域の訪問員が区役所と連携しながら訪問します。25年度からは家庭を訪問する際に、お祝いの気持ちを込めて記念品を持参します。 (訪問見込件数：23,000件)
	前年度	46億2,855万円	3 母子保健指導事業 8,400万円 母子健康手帳の交付や母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数：12,500件)
	差引	1,858万円	4 乳幼児健康診査事業<拡充> 8億593万円 (1) 区福祉保健センターで4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また医療機関で12か月児までに3回乳幼児健康診査を実施します。3歳児尿検査を外部委託します。 (2) 未受診者対策の強化 乳幼児健診等の実施状況を「母子保健システム」で確認し、迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。
本年度の財源内訳	国	4億5,492万円	5 先天性代謝異常症等検査事業 7,544万円 発見や治療が遅れると、発達遅滞などの障害や命に関わるような症状になることがあるため、先天性代謝異常症等の疾患について、より多く早期に発見できるようタンデムマス法を導入しています。
	県	8億9,033万円	
	その他	630万円	
	市費	32億9,558万円	
			6 歯科健康診査事業 1億4,874万円 乳幼児に対し、区福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・未就学児に対し歯科相談・保健指導を行います。また、24年10月から市内の協力歯科医療機関において妊婦歯科健診を実施し、妊娠期の歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図っています。併せてこれにより、かかりつけ歯科医の定着を図ります。 (受診予定件数：10,500件)
7 育児支援事業(旧:養育支援事業)<拡充> 1億3,375万円			8 子ども・家庭支援相談事業 6,580万円 区福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。発達障害や不適切養育等の相談により専門的に対応できるよう心理嘱託員を9区に配置します。
(1) 育児支援家庭訪問事業 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員)が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。(延べ利用見込数：3,500回)			
(2) ファミリーサポートクラス 区福祉保健センターで、育児不安や不適切養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。			
(3) 産前産後ケア事業 体調不良等により子どもの養育に支障があり、育児や家事の負担の軽減を図る必要がある妊産婦(養育者)に対し、ヘルパーを派遣します。なお、25年度から利用期間を妊娠中及び産後8週までから、妊娠中及び産後5か月未満に拡大します。 (延べ利用見込数：5,500回)			
9 不妊相談・治療費助成事業 7億5,243万円			10 産後母子ケアモデル事業<新規> 533万円 産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、産科医療機関や助産所を活用し、母子で利用できる母子デイケアやショートステイをモデル実施することをおして、育児支援を充実させ児童虐待の未然防止を図ります。
(1) 不妊相談 不妊・不育等で悩む方に対し、区福祉保健センター職員や専門医等が個別相談を行います。			
(2) 特定不妊治療費の助成 体外受精及び顕微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦に対し、費用の一部を助成します。 (1回あたり限度額15万円、初年度3回/年、2年目以降2回/年、通算5年度、合計10回まで) (助成見込件数：4,960件)			

4	地域における子育て支援の充実		<p>事業内容 子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に1か所設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。</p>
本年度	16億4,813万円		<p>1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 8億624万円</p> <p>(1) 実施内容</p> <p>ア 子育て家庭のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子の居場所の提供 ・子育て関連情報の一元化と情報提供 ・子育て相談の実施 <p>イ 子育て支援者のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に関わる人材育成 <p>ウ 地域の中での子どもの預かり合いの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てサポートシステム区支部事務局 <p>(2) 実施か所数 18か所(全区)</p> <p>(3) 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施</p>
前年度	15億1,326万円		
差 引	1億3,487万円		
本年度の財源内訳	国	4億9,971万円	
	県	100万円	
	その他	1,111万円	
	市 費	11億3,631万円	
<p>(4) <u>横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能の追加</u> 区支部事務局機能を地域子育て支援拠点事業の一部として位置づけ、移管を進めます。 <u>平成25年度移管区(3区)：保土ヶ谷区、戸塚区、泉区</u> (既実施区(10区)：鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区)</p>			
<p>(5) <u>出張ひろばのモデル実施</u> 地域子育て支援の場が少ない地域において、「出張ひろば」をモデル実施します。 <u>(5区)</u></p>			
2 親と子のつどいの広場事業<拡充>		2億7,367万円	
<p>(1) 実施内容 親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供</p>			
<p>(2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等</p>			
<p>(3) 助成数 <u>48か所(前年度 42か所)</u></p>			
<p>(4) 一時預かり事業 実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりの実施 助成数：17か所(前年度 17か所) 定員：51人(前年度 51人)</p>			
3 私立幼稚園はまっ子広場事業<拡充>		2,566万円	
<p>(1) 実施内容 施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施</p>			
<p>(2) 助成数 <u>29か所(前年度 24か所)</u> <u>常設園：25か所(前年度 20か所)</u> <u>非常設園：4か所(前年度 4か所)</u></p>			

4 保育所地域子育て支援事業<拡充>

2億507万円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施

(2) 実施か所数

市立育児支援センター園：24か所（前年度 24か所）

保育所子育てひろば私立常設園：22か所（前年度 9か所）

その他の保育所：217か所（前年度 217か所）

5 子育て支援者事業<拡充>

7,537万円

(1) 実施内容

- ・市民利用施設等において養育者の交流を支援し、子育て情報の提供や育児相談
- ・地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援
- ・豊富な経験を持つ子育て支援者から選任した助言者が、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施

(2) 子育て支援者会場数 176会場（前年度172会場）

(3) 助言者数 29人（前年度 27人）

6 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

3,097万円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成25年3月31日現在）

利用会員(6,912人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

提供会員(1,562人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
両方会員(671人)・・・利用会員かつ提供会員の方

(3) 区支部事務局機能の強化

順次、区支部事務局を地域子育て支援拠点に移管し、区支部事務局機能強化の拡充を進めます。

7 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

2億2,007万円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

通常型：7か所（前年度 5か所）、105人（前年度 75人）

延長型：11か所（前年度 9か所）、165人（前年度 135人）

8 子育て家庭応援事業

1,108万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店・施設で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

協賛店・施設数 4,029店舗・施設（平成25年3月31日現在）

5	保 備 育 事 業 所 等	
本 年 度	25億6,168万円	
前 年 度	46億7,180万円	
差 引	△21億1,012万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—
	県	16億6,499万円
	その他	1万円
	市 費	8億9,667万円

1 保育所整備<拡充> 19億2,613万円

待機児童解消を継続していくため、必要な保育所及び認定こども園の新設等により20か所（定員増計1,470人）の整備を行います。

平成26年4月開所に向けて、市有地の活用による整備のほか、法人が所有・賃借する用地における新設整備や民間ビルの改修等による内装整備など多様な手法で保育所整備を進めます。

また、蓄電池導入費用を新たに補助することにより保育所におけるエコ活動の一層の促進を図り、エコ保育所の認証を進めます。

2 老朽改築 4億6,580万円

民間保育所老朽化に伴う改築は、24年度に着手した3か所（定員増計55人）を引続き進めるほか、25、26年度の2か年事業として新規に3か所着手します。

3 横浜保育室整備費助成 4,375万円

横浜保育室の整備にかかる費用を助成します。

また、一定の要件を満たすものについては、整備期間中における賃借料の補助を行います。

- ・新設及び20人以上増員…5か所
- ・10人～19人の増員…1か所

4 民間保育所耐震対策事業<拡充> 1億2,600万円

耐震補強工事等に必要な費用を補助することにより民間保育所の耐震対策を進めます。

- ・設計・耐震工事…7か所

【定員数の推移（人）】

年 度	21	22	23	24	25
保育所定員	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916
定員増	1,424	1,712	3,600	5,309	<1,525>

※「保育所定員」数は、各年度4月1日現在

※「定員増」数について、21～24年度は決算値、25年度は予算値

【25年度整備予定】

整備内容	整備手法	建設予定区	箇所数	定員増（人）	開所予定
新 設	市有地等貸付	港南区	1	90	26年4月
	法人所有地	—	8	660	26年4月
	民間ビルの改修等	—	8	440	26年4月
	認定こども園	—	1	60	26年4月
	自主財源整備	—	—	150	26年4月
	小 計		18 (0)	1,400 (0)	
増 築、 分 園	法人所有地	—	2	70	26年4月
	小 計		2 (0)	70 (0)	
老 朽 改 築	24年度からの継続分	鶴見区ほか	3	55	26年4月
	新規着手分	—	0 (3)	0 (30)	27年4月
	小 計		3 (3)	55 (30)	
合 計			23 (3)	1,525 (30)	

※（ ）内の数字は、27年4月開所予定のもので外数

6	保 育 運 営		事業内容 保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。													
			1 保育所運営<拡充> 743億5,301万円													
			<table border="1"> <tr> <th>内訳</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> <tr> <td>市立保育所</td> <td>94か所</td> <td>90か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>417か所</td> <td>491か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>511か所</td> <td>581か所</td> </tr> </table>		内訳	平成24年度	平成25年度	市立保育所	94か所	90か所	民間保育所	417か所	491か所	計	511か所	581か所
			内訳	平成24年度	平成25年度											
市立保育所	94か所	90か所														
民間保育所	417か所	491か所														
計	511か所	581か所														
<ul style="list-style-type: none"> ・入所見込児童数 月平均 約50,100人 ・児童虐待対応保育士の確保【22ページ参照】 																
本年度		746億4,663万円														
前年度		664億111万円														
差 引		82億4,552万円														
本年度の財源内訳	国・県	124億4,160万円														
	負担金	163億4,641万円														
	諸収入	68億2,698万円														
	市 費	390億3,164万円														
3 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費(1の再掲)<拡充> 104億146万円		民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費や定員拡充した場合の助成金である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。														
4 障害児保育(1の再掲) 15億9,063万円		市立保育所及び民間保育所において、全園で障害児の受け入れを促進します。														
5 通園利便性の向上 5,826万円		駅前等の利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、朝・夕の保育を実施するとともに、日中は周辺の保育所にバスによる送迎を行います。 また、通園バスの購入等に対する助成を行います。 ・送迎保育ステーションの運営 3か所(前年度 5か所) ・通園バス購入助成 1か所(前年度 1か所)														
6 保育の質の向上・保育士確保策<拡充> 6,339万円		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所職員研修事業の参加定員を約1万人(約1,200人増)に拡大し、中堅保育士研修や小児医療研修など6講座を新たに実施します。 ・<u>条例に基づく第三者評価の義務化に伴い、第三者評価受審料の助成を新たに行います。</u> ・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の推進を図るため、民間保育所と連携し、各種検討会を開催します。 ・私立保育園長会やハローワークと連携し、就職説明会を開催するほか、就労支援講座を開催し、保育士の確保に努めます。 														
7 保育コンシェルジュの設置 7,157万円		保育サービスに関する相談を専門とした保育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービスを適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。														
8 市立保育所民間移管事業 4,981万円		26年度移管予定園2園の引継ぎ・共同保育、27年度移管予定園2園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。														
9 保育料納付促進事業 1,847万円		保育料納付指導員による電話催告などに加え、保育料電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。														
10 給食食材放射線測定事業 3,211万円		市立保育所、民間保育所及び横浜保育室において、児童が喫食する前に、給食食材の放射性物質測定を引き続き実施します。														

7	多様な保育ニーズへの対応	
本年度	12億489万円	
前年度	11億840万円	
差引	9,649万円	
本年度の財源内訳	国	2億2,221万円
	負担金	4,356万円
	諸収入	819万円
	市費	9億3,092万円

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時保育<拡充> 8億1,222万円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

内訳	平成24年度実績	平成25年度
市立保育所	45か所	51か所
民間保育所	259か所	279か所
計	304か所	330か所

2 休日保育<拡充> 4,726万円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

内訳	平成24年度実績	平成25年度
市立保育所	1か所	1か所
民間保育所	8か所	15か所
計	9か所	16か所

3 病児・病後児保育<拡充> 3億643万円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

項目	病児保育	病後児保育
実施か所	19か所 (前年度 16か所)	4か所 (前年度 4か所)
実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学校第3学年までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学校第3学年までの児童

4 24時間型緊急一時保育 3,897万円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。

- ・実施か所 2か所 (前年度 2か所)

8	横浜保育室助成・家庭保育事業等		事業内容 横浜保育室などの認可外保育施設の支援及び家庭的保育の運営を行い、保育サービスの充実を図るとともに、適切な保育環境が確保されるよう指導・監督を行います。
	本年度	86億6,881万円	1 横浜保育室助成事業<拡充> 76億9,868万円 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。 (1) 施設数 <u>158か所</u> (前年度 <u>152か所</u>) (2) 定員数 <u>5,283人</u> (前年度 <u>5,177人</u>) (3) 主な助成内容 ア 基本助成費(児童1人あたり月額) 80,000円～81,500円 (平均 80,600円) ※ 保育士配置等が、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たした場合に、月額4,700円を加算 イ 保育士確保のための助成 保育士試験等で施設職員が休暇を取る場合の代替アルバイト経費を助成 ウ 乳児保育、一時保育、障害児保育、3歳児助成、家賃助成費など (4) 保育料 <u>58,100円</u> (月額上限) 一定の所得以下の利用者について、保育料を所得に応じて最大50,000円軽減します。 ・保育料軽減助成額 <u>10,000円～50,000円</u> (軽減後保育料上限 <u>8,100円～48,100円</u>) 2 家庭的保育の運営<拡充> 9億3,158万円 保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。 また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型、NPO法人等の事業者に助成して実施するNPO型の家庭的保育を実施します。 (1) 家庭保育事業 3億4,354万円 ア <u>家庭保育福祉員数 60人</u> (前年度 <u>58人</u>) イ <u>定員数 234人</u> (前年度 <u>224人</u>) ※福祉員1人あたり定員 3人または5人 ウ 主な助成内容 基本保育費、補助員雇用費、児童処遇費、時間外保育費、設備開設助成費など ※ <u>補助員雇用費について、児童4人及び5人の場合の助成時間の上限を1か月あたり220時間に拡充</u> (前年度189時間) (2) NPO等を活用した家庭的保育事業 5億8,804万円 ア <u>実施か所 39か所</u> (前年度 <u>28か所</u>) イ <u>定員数 351人</u> (前年度 <u>250人</u>) ※1か所あたり定員 6人から9人 ウ 主な助成内容 基本運営費、児童保育費、時間外保育費、開設準備費など 3 認可外保育施設指導監督・助成事業 2,075万円 認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図ります。また、調理従事者の保菌検査、施設賠償責任保険の加入にかかる費用及び児童の健康診断費用の助成を実施します。 4 事業所内保育施設助成事業<拡充> 1,781万円 事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、整備費の一部及び運営費の一部を助成し、事業所内保育施設の設置を促進します。 ・整備費助成 <u>1か所</u> ・運営費助成 <u>4か所</u> (前年度 <u>3か所</u>)
	前年度	78億5,669万円	
	差引	8億1,212万円	
本年度の財源内訳			
	国	2億9,921万円	
	県	8億9,944万円	
	諸収入	13万円	
	市費	74億7,003万円	

9	幼児教育事業	
本年度	75億3,037万円	
前年度	75億9,770万円	
差引	△6,733万円	
本年度の財源内訳	国	11億1,038万円
	県	—
	その他	20万円
	市費	64億1,979万円

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、特別支援教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業

62億1,243万円

私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。(対象者 約62,000人)

年度	区分	市民税額	対象世帯数 分布率(%)	補助単価(円)
平成24年度	A	生保	0.05	226,200 (0)
	B	非課税	3.96	196,200 (0)
	C	所得割非課税	0.85	196,200 (0)
	D	77,100円以下	4.91	132,200 (20,000)
	E	211,200円以下	47.92	107,200 (57,400)
	F	211,200円超	42.31	48,000 (48,000)
平成25年度	A	生保	0.05	226,200 (0)
	B	非課税	4.19	196,200 (0)
	C	所得割非課税	0.46	196,200 (0)
	D	77,100円以下	5.95	132,200 (20,000)
	E	211,200円以下	44.76	107,200 (57,400)
	F	211,200円超	44.59	48,000 (48,000)

※第1子の場合。年額。()内は市単独分

2 私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充>

9億5,892万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用した長時間保育に対し、運営費を補助します。

項目	平成24年度		平成25年度	
	園数	人数	園数	人数
通常型	76園	2,806人	76園	2,447人
平日型	46園	718人	60園	586人
実施園合計	122園	3,524人	136園	3,033人

※月平均の人数

※平成24年度認定済園数は131園(平成25年4月1日現在)

3 私立幼稚園補助事業

1億2,740万円

私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の補助を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。

項目	平成24年度		平成25年度	
	園数	平均単価	園数	平均単価
園数、平均単価	271園	465千円	280園	450千円

4 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業

1億6,960万円

私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種別・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 ※補助単価 上限20万円/人(年額)

項目	平成24年度		平成25年度	
	人数	金額	人数	金額
人数、金額	913人	182,350千円	848人	169,600千円

5 私立幼稚園施設整備費補助事業

3,000万円

1件300万円以上の園舎修繕工事について補助し、既存の幼稚園の良好な教育環境を確保します。

※補助対象経費×1/3(上限150万円)

項目	平成24年度		平成25年度	
	園数	金額	園数	金額
園数、金額	20園	27,444千円	20園	30,000千円

6 幼児教育研修・交流等事業<拡充>

3,201万円

幼児教育の充実や、幼児・児童の健やかな成長を図るため、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する研修・研究・交流等を実施します。(推進地区事業は、36地区(前年度24地区)で実施)

10	放課後の居場所づくり		事業内容 増加する留守家庭児童に対応するため、「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を行うとともに、「放課後児童クラブ」への支援を行います。 さらに、子ども・子育て関連3法の施行を踏まえた放課後施策について、「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」等の意見を参考に、検討を進めます。 また、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。
	本年度	46億3,490万円	
	前年度	44億6,547万円	
	差引	1億6,943万円	
本年度の財源内訳	国	11億6,291万円	1 放課後児童育成事業 <拡充> 46億197万円 (1) 放課後キッズクラブ事業 12億4,918万円 学校施設等を活用し、すべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。 ア 実施か所数 90か所 (新規 4か所、継続 86か所) ※新規4か所のうち1か所は新設校 イ 運営主体 NPO法人、社会福祉法人、学校法人等 ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童 エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 8時30分～19時
	県	—	
	その他	82万円	
	市費	34億7,117万円	
(2) はまっ子ふれあいスクール事業 18億3,379万円 学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。 <u>25年度は、特別支援学校はまっ子ふれあいスクールの常勤を1名増員し、児童対応の強化及び保護者や学校との連携を強め、運営の安定化を図ります。</u> ア 実施か所数 257か所 (放課後キッズクラブ移行分3か所を除く) イ 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等 ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で参加を希望する児童 エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～18時【充実型】放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時【充実型】9時～19時 (充実型の開始時間は運営主体の判断で8時30分から開始も可)			
(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 15億1,900万円 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。 <u>対象児童の拡大や設備運営基準などの新たな基準にスムーズに対応できるよう、現行のガイドラインを満たしていない放課後児童クラブへの分割・耐震化移転を促進します。【再掲】【4ページ参照】</u> ア 実施か所数 210か所 (新規 8か所、継続 202か所) イ 運営主体 運営委員会、NPO法人等 ウ 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 ※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～18時 (クラブによっては18時以降も開設) 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時			
2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,294万円 地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。 ア 支援対象 26か所 (継続 26か所) イ 開設日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる) ウ 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等			

11		すべての子ども・若者の健全育成の推進		事業内容 地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。
本 年 度		6億4,398万円		1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充> 1億117万円 社会環境改善事業や（公財）よこはまユース補助事業、青少年の地域活動拠点事業等を通じて、青少年の健やかな成長を地域で支える環境を整備します。
前 年 度		6億4,362万円		
差 引		36万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—		
	県	31万円		
	その他	1,840万円		
	市 費	6億2,527万円		
				(1) 社会環境改善事業 有害図書類の適正な区分陳列促進対策や青少年の深夜外出防止対策などの社会環境改善事業を市民団体等との連携により実施します。
				(2) （公財）よこはまユース補助事業 ア 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施 イ 青少年の居場所（公共施設等を利用した小規模な青少年の地域活動拠点）の活動支援（3区） ウ 自然・社会体験活動機会の提供 エ 青少年の支援に関わる人材の育成等
				(3) 青少年の地域活動拠点事業 中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加・就業体験等を行う、地域活動拠点の運営費を補助します。（6区）
				※青少年の地域活動拠点 計9区
(4) 道志村自然体験推進事業 青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。				
ア 道志青少年野外活動センター廃止に伴う代替措置として、18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成等 イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市へ受入れ ウ 横浜市の児童を対象に、道志村でのキャンプ事業を実施				
2 青少年育成に携わる団体等の支援				435万円
(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 ア 委嘱人数 2,715人（平成25年4月1日現在） イ 事業内容 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査、県民大会等				
(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や保護司会協議会への補助				
3 青少年関係施設の運営等				5億3,345万円
青少年施設及び野外活動施設の管理運営及び改修等を行います。				
青少年施設： 横浜市青少年交流センター、横浜市野島青少年研修センター 横浜市青少年育成センター、横浜こども科学館				
野外活動施設： 横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園） ※道志青少年野外活動センターは平成24年度末をもって廃止				
4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営				500万円
「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。25年度は、子ども・若者の課題やニーズを踏まえた青少年施策全体の体系化について検討するとともに、インターネット社会における思春期健全育成モデル事業を実施します。				

12	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実		事業内容 青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立施策の充実に取り組みます。	
			1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,835万円 青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組みます。	
			(1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問） (2) 学生などのユースサポーターの訪問によるひきこもり当事者への支援 (3) グループ活動や、短期宿泊訓練、社会参加体験事業等 (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等	
			2 地域ユースプラザ事業 1億1,378万円 地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。	
本 年 度	3億3,909万円			
前 年 度	4億732万円			
差 引	△6,823万円			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	7,192万円		(1) 運営か所 4か所 (2) 事業内容 ア 地域における相談及びひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 イ 社会体験・就労体験プログラムの実施 ウ 地域の関係支援機関等とのネットワークづくり
	県	100万円		
	その他	213万円		
	市 費	2億6,404万円		
3 若者サポートステーション事業<拡充> 4,577万円 職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の運営費を補助します。				
(1) 運営か所 2か所 (2) 事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得（保育士以外の資格にも拡充）支援 <社会福祉基金を活用>				
4 若者サポートステーション機能強化事業 <新規> 6,080万円 <u>若者サポートステーションの相談員を増員し、経済的困窮状態にある若者に対する職業的自立に向けた相談支援の強化を委託により実施します。</u>				
5 よこはま型若者自立塾 2,408万円 ひきこもりや無業状態にある若者の社会・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。				
・事業内容 共同生活による以下の生活改善プログラムを実施 ア 合宿型による、地域でのボランティア活動等を通じた訓練 イ 専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練				
6 寄り添い型学習等支援事業(健康福祉局共管事業) <拡充> 4,631万円 生活保護世帯、経済的困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習支援等を委託により実施します。				
・実施区 <u>13区(新規4区、継続9区)</u>				

13	地域療育センター 関係事業	
本年度	33億2,655万円	
前年度	29億2,264万円	
差引	4億391万円	
本年度の 財源内訳	国	—
	県	—
	その他	12万円
	市費	33億2,643万円

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関・地域における中核機関として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。

また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 28億7,245万円

心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。

平成25年4月に8か所目のセンターとして港南区と栄区を担当する「よこはま港南地域療育センター」を開所します。

また、国制度上の位置づけである児童発達支援センターとして必須事業の「保育所等訪問支援」及び「障害児相談支援」の2事業を25年度から開始します。

(1) センター一覧及び予算内訳

(単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	393,695
2 中部地域療育センター		359,594
3 東部地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	372,958
4 戸塚地域療育センター		402,024
5 北部地域療育センター		347,018
6 西部地域療育センター		357,324
7 地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	295,435
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営：(福)横浜市リハビリテーション事業団	344,404
計		2,872,452

※総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

- ・相談・地域サービス部門：福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
- ・診療部門：診断、検査、評価、訓練指導等
- ・通園部門：福祉型児童発達支援センター(知的障害児)、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)、児童発達支援事業所(発達障害児)

2 地域療育センター学校支援事業<拡充> 1億3,865万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

・実施か所 9か所(前年度8か所)

(1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

(2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業<拡充> 3億1,545万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的障害のない発達障害児を対象に集団療育を行います。

・実施か所 9か所(前年度8か所)

14	学 齢 障 害 児 へ の 援 支	<p>事業内容</p> <p>就学後の児童を対象とした支援として、障害児が放課後等に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するとともに、主に中学・高校生年代の発達障害児を対象に診療、相談、関係機関調整等の支援を実施します。</p> <p>1 障害児居場所づくり事業 1億7,589万円</p> <p>主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を確保することで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。</p> <p>また、医療的ケアの必要な肢体不自由児や重症心身障害児等の受入を行うため、引き続き3か所において看護師の配置による加算を実施します。 (将来にわたるあんしん施策に含む。)</p> <p>児童福祉法の改正に伴い創設された、同趣旨の国事業(放課後等デイサービス)への移行を引き続き進めます。</p> <p>【実施か所数】 15か所 (前年度見込17か所) (単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>1日あたりの平均利用人数</th> <th>か所数</th> <th>1か所あたりの補助額(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>13人以上</td> <td>2</td> <td>17,636</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>10人以上13人未満</td> <td>5</td> <td>14,479</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>6人以上10人未満</td> <td>7</td> <td>9,881</td> </tr> <tr> <td>特小規模</td> <td>3人以上6人未満</td> <td>1</td> <td>8,077</td> </tr> <tr> <td>看護師加算</td> <td></td> <td>3</td> <td>214 (月最大額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国事業移行見込み事業所1か所を含む(7月から)</p> <p>2 学齢後期障害児支援事業<拡充> 1億227万円</p> <p>学齢後期(中学・高校生年代)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における、障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行います。</p> <p><u>専門的な相談を希望する利用者の増加に対応するため、25年度は実施機関を2か所から3か所に拡充します。</u></p> <p>・実施機関</p> <p>1 小児療育相談センター(所在地:神奈川県西神奈川1丁目9番1号)</p> <p>(1) 実施内容 診療(初診、再診)、相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会等</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー</p> <p>2 総合リハビリテーションセンター(所在地:港北区鳥山町1770番地)</p> <p>(1) 実施内容 診療(初診、再診)、相談等</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー</p> <p>3 新規事業所</p> <p>(1) 実施内容 <u>相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会の開催等</u></p> <p>(2) 配置スタッフ <u>臨床心理士、ソーシャルワーカー</u></p>	規模	1日あたりの平均利用人数	か所数	1か所あたりの補助額(最大)	大規模	13人以上	2	17,636	中規模	10人以上13人未満	5	14,479	小規模	6人以上10人未満	7	9,881	特小規模	3人以上6人未満	1	8,077	看護師加算		3	214 (月最大額)
規模	1日あたりの平均利用人数	か所数	1か所あたりの補助額(最大)																							
大規模	13人以上	2	17,636																							
中規模	10人以上13人未満	5	14,479																							
小規模	6人以上10人未満	7	9,881																							
特小規模	3人以上6人未満	1	8,077																							
看護師加算		3	214 (月最大額)																							
本 年 度	2億7,816万円																									
前 年 度	3億2,799万円																									
差 引	△4,983万円																									
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—																								
	県	—																								
	その他	—																								
	市 費	2億7,816万円																								

15	在宅障害児及び施設利用児童への支援		<p>1 メディカルショートステイシステム事業<拡充> 2,851万円</p> <p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院・地域中核病院の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。</p> <p><u>25年度は、対象年齢を18歳未満から成人まで引き上げるなどの拡充を行うため、協力医療機関の増加を図ります。</u></p> <p>・協力医療機関9病院（前年度7病院） （将来にわたるあんしん施策に含む。）</p>
本年度	30億6,947万円		
前年度	25億640万円		
差引	5億6,307万円		
本年度の財源内訳	国	12億7,230万円	<p>2 医療環境整備事業 301万円</p> <p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。</p> <p>また、重症心身障害児者のかかりつけ医と一次医療機関・二次医療機関のネットワーク構築に向けて検討を行います。</p>
	県	3億9,598万円	
	その他	2,098万円	
	市費	13億8,021万円	
<p>3 障害児通所支援事業<拡充> 15億8,990万円</p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（①未就学児に対する児童発達支援、②就学児に対する放課後等デイサービス）を利用する者に対して給付費を支出します。</p> <p>また、25年度から、この通所サービスを利用する際の利用計画書の作成とサービス事業者との連絡調整を行う「<u>障害児相談支援</u>」と、保育所や幼稚園等を訪問して集団生活への適応促進を図るため、障害児に個別療育支援等を行う「<u>保育所等訪問支援</u>」に対し、新たに給付を開始します。</p> <p><25年度見込み数：約2,350人></p>			
<p>4 障害児入所支援事業等 9億7,825万円</p> <p>養護上の課題や、障害に伴う社会生活上の課題の解決のために、児童相談所による利用調整を経て、障害児施設への入所に伴う費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。また、措置以外の入所給付を受けて入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、本市独自の利用者負担助成を行います。</p> <p><25年度見込み数：224人></p>			
<p>5 民間障害児施設運営費助成事業 4億6,980万円</p> <p>障害児入所施設に対して職員の加配等を行い施設機能を強化することにより、支援の充実を図ります。<25年度見込み数：245人></p>			

16	障害児施設の備	
本年度	1億7,372万円	
前年度	8,793万円	
差引	8,579万円	
本年度の財源内訳	国	444万円
	県	—
	その他	—
	市費	1億6,927万円

1 重症心身障害児施設の整備 1億5,204万円

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況です。

これらを改善するため、市内3か所目の施設を整備します。25年度は実施設計を実施し、着工します。（将来にわたるあんしん施策に含む。）

<整備スケジュール>

22年度：基礎調査
23年度：法人選定
24年度：基本設計
25年度：実施設計、着工
26年度：工事
27年度：しゅん工、開所予定

<整備地>

港南区港南台4丁目6番地

<定員>

160人（長期入所 136人、短期入所 24人）

<設置運営法人>

社会福祉法人十愛療育会

2 横浜市なしの木学園の再整備 1,520万円

老朽化が進んでいる福祉型障害児入所施設「横浜市なしの木学園」について、より望ましい生活環境を確保するために、民営化及び現敷地内での再整備を行います。25年度は運営法人の選定及び基本設計を実施します。（将来にわたるあんしん施策に含む。）

<整備及び民営化スケジュール>

24年度：基本調査
25年度：法人選定、基本設計
26年度：実施設計、運営引継ぎ
27年度：選定法人による運営開始（民営化）、新棟着工
28年度：新棟しゅん工
29年度：既存棟改修

<所在地>

泉区下飯田町330番地

<定員>

70人（長期入所 60人、短期入所 10人）

3 白根学園児童寮の再整備 648万円

福祉型障害児入所施設「白根学園児童寮」について、老朽化及び耐震上の問題を解消し、入所児童に適切な支援を提供できる環境を整えるため、現敷地内で再整備を行います。25年度は実施設計を実施します。

<整備スケジュール>

24年度：基本設計、25年度：実施設計、26年度：着工、27年度：しゅん工、既存棟解体

<所在地>

旭区白根7丁目10番6号

<定員>

34人（長期入所 30人、短期入所 4人）

<運営法人>

社会福祉法人白根学園

17	児童虐待の 防止への 取組の充実		事業内容 23年3月に策定した児童虐待対策プロジェクトの報告を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実させていきます。
本年度	17億6,120万円		1 児童相談所の運営と機能強化<拡充> 9億26万円 (1) 児童相談所の管理運営 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。
前年度	17億2,227万円		(2) 児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。
差引	3,893万円		<ul style="list-style-type: none"> ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の通報・相談に24時間365日対応 ・児童虐待通報等への対応 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待通報や相談等に迅速に対応 ・弁護士、医師等の専門家による助言等 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化 ・未成年後見人等への支援 <u>児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人等に対する助成</u>
本年度の財源内訳	国	2億6,149万円	(3) 児童相談所における人材の育成 児童相談所職員を対象とした、医師・大学教授等の外部専門講師による研修の充実などにより、虐待対応等の援助技術の向上を図ります。
	県	1億778万円	
	その他	3,054万円	
	市費	13億6,140万円	
2 北部児童相談所一時保護所の整備 2億6,051万円 緑区上山において、25年度も引き続き建設工事を進めます。7月にしゅん工し、8月中に開所する予定です。 また、施設が完成するまでの間、引き続き北部児童相談所内に幼児向けのスペースを確保し一時保護を行います。			
3 家庭訪問の充実<拡充> 1億5,973万円 (1) 育児支援家庭訪問事業（区）（再掲）【6ページ参照】 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員）や育児支援ヘルパーが、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。			
(2) 養育支援家庭訪問事業（児童相談所） 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。25年度は引き続き、 <u>家事支援を行うヘルパーについて、派遣回数を増やします。</u> （養育支援家庭訪問員；8名、ヘルパー派遣予定回数；25年度、5,400回）			
4 子ども・家庭支援相談事業の充実（区）（再掲）【6ページ参照】 6,580万円 区福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。発達障害や不適切養育等の相談により専門的に対応できるよう心理嘱託員を9区に配置します。			

- 5 母子保健事業の充実(区)(再掲)【6ページ参照】** **1億2,006万円**
 不適切養育につながるリスクが高い未受診者対策を強化します。
- (1) 妊婦健康診査事業
 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。
- (2) 乳幼児健康診査事業（未受診者対策の強化）
 乳幼児健診等の実施状況をデータベース化し、受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。
- 6 保育所での見守り強化(保育所)** **5,234万円**
 児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所に入所させ、見守りを行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置します。
- 7 養育家庭支援機能の強化(再掲)＜拡充＞【23ページ参照】** **1億2,198万円**
- (1) 横浜型児童家庭支援センター
 養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、「横浜型児童家庭支援センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。
また、地域での相談支援機能を強化するため、利便性の高い場所でサテライト型相談支援事業等を実施します。 (6か所(前年度5か所))
- (2) 子育て短期支援事業
 既存の児童養護施設等を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。
さらに25年度より、乳児院において2歳未満児のショートステイをモデル実施します。
(10か所(前年度6か所))
- 8 児童虐待防止啓発地域連携事業＜拡充＞** **4,319万円**
- (1) 児童虐待防止の広報・啓発
 児童虐待防止推進月間における「STOP・こども虐待 よこはまキャンペーン」を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発を身近な地域で幅広く行います。
- (2) 関係機関の連携強化と人材育成
 児童虐待防止のための「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営し、地域の関係機関との連携強化を図るとともに、弁護士及び精神科医から助言・指導を受ける事例検討会の実施などを通じて人材育成の取組を引続きすすめます。
- (3) 養育支援台帳システムの改修
区と児童相談所との連携強化による児童虐待の早期発見と適切な対応にむけ、養育支援台帳システムを改修します。
- 9 施設等退所後児童に対するアフターケア事業(再掲)＜拡充＞【23ページ参照】** **3,201万円**
 施設退所後の安定した社会生活を支援するため、入所の時点から就労や進学をはじめ、生活全般の相談や情報提供を開始し継続的に行うほか、仲間づくりの機会などを提供します。
また、確実な就職が見込める資格の取得に向けて給付金制度を創設します。＜社会福祉基金を活用＞
- 10 産後母子ケアモデル事業(再掲)＜新規＞【6ページ参照】** **533万円**
産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、産科医療機関や助産所を活用し、母子で利用できる母子デイケアやショートステイをモデル実施することをおして、育児支援を充実させ児童虐待の未然防止を図ります。

18	児童養護施設等における家庭的支援の充実		事業内容																			
	本年度	56億7,457万円	1 児童福祉施設の整備<拡充> 5億4,060万円 民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要で老朽化している母子生活支援施設「白百合パークハイム」、乳児院「白百合ベビーホーム」の現敷地での再整備の費用を助成します。 同じく、耐震対策が必要で老朽化した母子生活支援施設「くらき」の移設による再整備を支援するため整備費を助成します。																			
	前年度	54億4,926万円	【施設概要】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>実施内容</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> <th>しゅん工予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白百合パークハイム及び白百合ベビーホーム再整備</td> <td>工事</td> <td>泉区中田東</td> <td>乳:40人 母:20世帯</td> <td>26年度 27年度</td> </tr> <tr> <td>くらき母子生活支援施設移設</td> <td>設計</td> <td>戸塚区上倉田町</td> <td>20世帯</td> <td>26年度</td> </tr> </tbody> </table>					整備内容	実施内容	所在地	定員	しゅん工予定	白百合パークハイム及び白百合ベビーホーム再整備	工事	泉区中田東	乳:40人 母:20世帯	26年度 27年度	くらき母子生活支援施設移設	設計	戸塚区上倉田町	20世帯	26年度
	整備内容	実施内容	所在地	定員	しゅん工予定																	
白百合パークハイム及び白百合ベビーホーム再整備	工事	泉区中田東	乳:40人 母:20世帯	26年度 27年度																		
くらき母子生活支援施設移設	設計	戸塚区上倉田町	20世帯	26年度																		
差引	2億2,531万円	2 里親推進事業<拡充> 2,483万円 里親の拡充を図るため、制度説明会などの広報活動や、里親希望者への研修の実施を行います。また、里親への支援として、ヘルパー派遣に加え、新たに里親メンター事業を開始します。																				
本年度の財源内訳	国	23億2,956万円	3 ファミリーホーム事業<拡充> 2億1,953万円 (7 児童措置費等、8 児童養護向上支援事業の内数) 家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を運営するとともに、設置の推進を図ります。 (13か所(前年度9か所))																			
	その他	3,481万円	4 自立援助ホーム事業<拡充> 8,345万円 (7 児童措置費等、8 児童養護向上支援事業の内数) 義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。 (5か所(前年度2か所))																			
	市債	3億500万円	5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 1億2,198万円 (1) 横浜型児童家庭支援センター 養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、「横浜型児童家庭支援センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。 また、地域での相談支援機能を強化するため、利便性の高い場所でサテライト型相談支援事業等を実施します。 (6か所(前年度5か所))																			
	市費	30億520万円	(2) 子育て短期支援事業 既存の児童養護施設等を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。 さらに25年度より、乳児院において2歳未満児のショートステイをモデル実施します。 (10か所(前年度6か所))																			
			6 施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> 3,201万円 施設退所後の安定した社会生活を支援するため、入所の時点から就労や進学をはじめ、生活全般の相談や情報提供を開始し継続的に行うほか、仲間づくりの機会などを提供します。 また、確実な就職が見込める資格の取得に向けて給付金制度を創設します。 <社会福祉基金を活用>																			
			7 児童措置費等 43億5,710万円 児童福祉法に基づく要保護児童を児童入所施設や里親等に措置した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への入所等の措置等をとった場合に、児童福祉施設最低基準を維持する費用を支弁します。 なお、平成24年4月に国の人員配置基準の充実による、保護単価の大幅な引上げが行われました。 また、「横浜市いそごハイム」の老朽化対策として、港南区内に民設民営にて移設・再整備を行ってきた母子生活支援施設が25年4月に開所します。																			
			8 児童養護向上支援事業 5億9,806万円 児童入所施設や里親等において、国で定められた措置費に加え、人件費や事業費等を助成することにより、児童の処遇向上及び健全育成の充実を図ります。																			

19	ひとり親家庭等の自立支援		母子家庭、父子家庭等の自立促進を図るため、就労支援等を行います。
	本 年 度	3億1,209万円	1 ひとり親家庭等の自立支援 3億1,209万円 (1) 自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。 (2) 高等技能訓練促進費 看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、生活費を支給します。 (3) 就職支援セミナー・講習会事業 就職に役立つセミナーや講座を実施します。 (4) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就労支援を目的とした相談、自立支援事業を実施します。 (5) 在宅就業支援事業 IT関係の在宅就業に必要な訓練を引き続き実施し、その間の生活を支援するため訓練手当を支給します。 (6) 日常生活支援事業 疾病や就職活動等で一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。 (7) 自立支援計画策定事業 有識者・関係者で構成する自立支援計画策定連絡会を設置し、「母子及び寡婦福祉法」に基づく、「横浜市母子家庭等自立支援計画」の次期5か年計画を策定します。
	前 年 度	3億2,354万円	
	差 引	△1,145万円	
本年度の財源内訳			
	国	5,685万円	
	県	1億8,114万円	
	その他	53万円	
	市 費	7,357万円	

20	DV被害者等対策事業		母子家庭、父子家庭等の自立促進を図るため、就労支援等を行います。
	本 年 度	1億2,163万円	1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実<拡充> 3,450万円 (1) DV相談支援センター DV被害者等を対象に、こども青少年局・区福祉保健センター・男女共同参画センターの3者が、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。 (2) シェルター等における自立に向けた支援 DV被害者等の地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間にも配慮しながら、専門的に支援する職員の体制を強化します。 (実施施設：5か所) <u>また、周産期対応を行う民間団体に対して、支援職員の配置により体制を新たに強化します。(実施施設：1か所)</u> (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。 (実施施設：1か所) (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援 母子生活支援施設の主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問・電話相談を行い、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行うフォロー支援職員を配置し、退所後の支援を行います。 <u>25年度は、実施施設を1か所増やし、退所後支援の拡充を行います。</u> (実施施設：7か所)
	前 年 度	1億1,016万円	
	差 引	1,147万円	
本年度の財源内訳			
	国	2,720万円	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	9,443万円	
2 母子生活支援施設緊急一時保護事業 <拡充> 7,014万円 DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、 <u>25年度新たに実施施設を1か所増やし、受入れ体制の拡充を行います。</u> (実施施設：5か所)			
3 女性緊急一時保護施設補助事業 1,600万円 民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。 (実施施設：3か所)			
4 加害者更生プログラムへの運営費補助<新規> 100万円 <u>DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。</u> (実施施設：1か所)			

21	児 童 手 当	
本 年 度	592億4,307万円	
前 年 度	620億3,301万円	
差 引	△27億8,994万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	411億6,948万円
	県	90億3,679万円
	その他	750万円
	市 費	90億2,929万円

1 児童手当

592億4,307万円

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として当該児童について手当を支給します。

【対 象】中学校修了までの児童の養育者

【手当額】（児童1人あたり）

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上	第1・2子	月額 10,000円
小学校修了前	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円

- ・施設入所児童（出生順位にかかわらず一律）
 - 3歳未満 月額 15,000円
 - 3歳以上 月額 10,000円

- ・所得制限超過者（特例給付として支給）
 - 児童1人あたり 月額 5,000円

【支給月】6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

【月平均児童数】487,872人

【手当額の変遷】

（単位：円／月額）

区分	平成23年度	平成23年 4～9月まで	平成23年10月～ 平成24年3月まで	平成24年4月以降
	（平成23年度法案 ：廃案）	（つなぎ法） ※1	（特措法） ※2	児童手当法
0歳以上3歳未満	20,000	13,000	15,000	15,000
3歳以上 小学校修了まで	第1、2子		10,000	10,000
	第3子以降		15,000	15,000
中学校修了まで			10,000	10,000

※1 つなぎ法：国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

※2 特措法：平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

22	児童扶養手当等		1 児童扶養手当 101億1,744万円 ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。 【対象】 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳到達まで）までの児童の養育者 【手当額】 全部支給 月額 41,430円 一部支給 月額 9,780円～41,420円 第2子加算 月額 5,000円 第3子以降加算 月額 3,000円 【支給月】 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。 【月平均児童数】 33,486人
	本年度	112億7,828万円	
	前年度	108億9,735万円	
	差引	3億8,093万円	2 特別乗車券の交付 11億6,085万円 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与するため、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。 【対象】 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯 ※世帯に1枚交付 【交付見込数】 18,845人
本年度の財源内訳	国	33億7,248万円	
	県	—	
	その他	2,000万円	
	市費	78億8,580万円	

23	母子寡婦福祉事業（母子寡婦福祉資金会計）		1 母子寡婦福祉資金貸付事業 6億8,088万円 （母子寡婦福祉資金会計） 母子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	本年度	6億8,088万円	(1) 対象者 (ア) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (イ) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方
	前年度	6億842万円	(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金)
	差引	7,246万円	(3) 貸付利子 無利子又は年利1.5%
本年度の財源内訳	市債	—	
	貸付金収入	5億5,153万円	(4) 償還について 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。
	その他	9,977万円	
	市費	2,958万円	(5) 貸付限度額(例：修学資金…第1学年・自宅通学) 私立高校：30,000円／月額 私立大学：54,000円／月額

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。
3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



平成25年度 こども青少年局 運営方針

基本目標

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現に向けて
～ 職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、
さまざまな市民との連携・協働により、社会全体で取り組みます ～



目標達成に向けた施策



オレンジ
リボンは
児童虐待
防止の
シンボル
マークです。

未来を創る子ども・青少年の健やかな成長や自立は、全ての市民が共有すべき目標であり、多くの市民とともに、次のような取組を進めていきます。

＜施策分野1＞ 生まれる前から乳幼児期の支援

生まれる前から産後の不安定になりやすい時期の支援を充実します。また、地域における子育て支援や、未就学期の保育と教育を充実します。

＜施策分野2＞ 子どもや青少年の自立に向けた支援

学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策を推進します。また、困難を抱える若者の自立支援を充実します。

＜施策分野3＞ 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

児童虐待防止対策と社会的養護体制を充実します。また、様々な障害に応じた支援や、ひとり親家庭の自立支援、配偶者からの暴力(DV)への対応を推進します。

＜施策分野4＞ 子どもを大切にするまちづくりの推進

子どもが安心・安全に過ごせるまちづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども青少年を大切にする機運の醸成に努めます。



重点的に取り組む事業



子ども・子育て関連3法施行準備事業

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供、待機児童対策の推進、放課後児童クラブなど地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進する新制度が、27年4月に施行される予定です。円滑な移行に向けて、今年度は横浜市子ども・子育て会議の設置・運営、ニーズ調査、横浜保育室の移行支援、放課後児童の居場所づくりの充実等に取り組むとともに、今後、国の検討状況を踏まえて、随時対応していきます。

保育所待機児童解消の継続

地域分析を進めて保育ニーズを見極めた上で、必要な地域への保育施設整備を進めていくと共に、保育コンシェルジュを配置し、保護者のお一人おひとりと対話しながら、きめ細かく相談に応じる取組を継続します。区局連携して、「ハード」と「ソフト」の両面からの対策を継続して、26年4月の待機児童ゼロを継続します。

児童虐待防止への取組の充実

児童虐待死の根絶を目指し、「24年度児童虐待対策連携強化プロジェクト」で報告された、区役所と児童相談所の連携の基本である「それぞれの役割を生かした協働」を進め、児童虐待の発生予防から、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。特に、区の体制を強化し、乳幼児健康診査未受診者への支援などの未然防止等の取組みや、通告受理機関としての初期対応の徹底を進めるとともに、児童相談所は区への支援の強化を図ります。さらに、産後母子ケアモデル事業の実施、一時保護所や児童家庭支援センターの強化により、早期からの虐待の未然防止を図るとともに、児童虐待対応を充実します。

子ども・若者育成支援施策の推進

「すべての子ども・若者が、他者と交流する中で自己肯定感を持ち成長できる社会」を目指し、施策を推進します。地域全体で学齢期から青年期の子どもを見守り、課題を早期発見する仕組みづくりを進めます。また、相談支援機関の連携による自立支援を推進するとともに、子ども・若者の課題やニーズを踏まえた青少年施策の体系化について検討します。



目標達成に向けた組織運営



施策の取組を進める際には、次の姿勢を大切にします。

チーム力

職員の力を最大限に発揮し、組織の枠を超えた、チーム力を発揮します。

チーム力の土台となる職員間のつながりを大切に、改革推進委員会やランチミーティングなどを活用して「チームこども」の機運を醸成します。その上で、事業・分野間の連携による相乗的な取組を進めます。また、待機児童や虐待防止など全庁的な取組が必要な施策については、区役所や関係局など「チーム横浜」として取り組みます。

協働と共創

市民や企業、民生委員・児童委員やNPO、医療機関や学校など様々な主体との協働、共創を図ります。

特に、生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子どもや青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げていきます。

また、物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組みます。

脱温暖化

職員一人ひとりが、省電力や紙使用量の削減などに取り組みます。また、太陽光発電によるエコ保育所の取組や関連施設における節電対策を進めます。

WLB

職員、組織における仕事の進め方、時間の使い方などを見直し、休暇取得の促進、超過勤務の削減、男性の育児休業の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスに率先して取り組みます。

平成25年度 こども青少年局の主な事業・取組【参考】

◆施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末 (見込み)
(1) 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実		
●妊婦健康診査事業	⇒ ○延べ受診回数<39万件> ○妊婦健康診査受診勧奨面接相談実施率<90%>	39万件 86.00%
●こんにちは赤ちゃん訪問事業	⇒ ○訪問実施件数<75%>事業対象者数 3万人	21,050人 73%
●乳幼児健康診査の未受診者の把握の検討	⇒ ○未受診者全員への受診勧奨及び把握方法の検討・実施	実施
●養育支援事業 ① 産前産後ケア事業 ② 育児支援家庭訪問事業 ア 育児支援家庭訪問 イ 育児支援ヘルパー	⇒ ○利用者数<450人> 利用要件の緩和(利用期間の拡大及び所得に応じた利用料) ⇒ ○延べ派遣回数<3,500回> ⇒ ○延べ派遣回数<1,000回> 利用要件の緩和(所得に応じた利用料)	250人 — 3200回 500回
●産後母子ケアの充実	⇒ ○助産所等を活用した産後母子ケアモデル事業の実施【新規】	—
●歯科保健診査事業 妊婦歯科健康診査	⇒ ○歯科健康診査機関の確保<1,200か所> ⇒ ○妊婦歯科健診受診者数<10,500件>	942か所 3,960人
(2) 地域における子育て支援の充実		
●乳幼児一時預かり事業	⇒ ○実施か所数<18か所>	14か所
●地域子育て支援拠点事業	⇒ ○出張ひろばのモデル実施<5区> ○拠点の人材育成のあり方検討の実施	2区 事前調査の実施
●親と子のつどいの広場事業	○広場か所数<48か所>	42か所
●市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築	⇒ ○試行実施数<18区・24園> 平成26年度検証に向けた区局検討会の設置	18区 24園
(3) 未就学期の保育と教育の充実		
【待機児童の解消に向けた取組】		
●認可保育所整備(既存幼稚園の認定こども園化含む)	⇒ ○保育所か所数<603か所>、 定員<50,561人>	580か所 48,916人
●通園利便性の向上	⇒ ○通園バス<8か所>	7か所
●横浜保育室の運営・設置費の助成 横浜保育室認可移行支援	⇒ ○保育室か所数<162か所>、定員<5,403人> 認可移行支援か所数<5か所> 平均入所率<98.0%>、入所人数<4,830人>	156か所 5,257人 93.3%、 4,600人
●家庭的保育の運営	⇒ ○家庭保育福祉員数<60人>、定員<234人>	58人 224人
●一時保育室整備	⇒ ○一時保育室整備か所数<1か所>、 定員<30人>	0か所 0人
●乳幼児一時預かり事業	⇒ ※1(2)再掲	
●私立幼稚園預かり保育の充実	⇒ ○実施か所数<136か所>	122か所
●事業所内保育施設の設置促進	⇒ ○事業所内保育施設設置促進<1か所> 定員<9人>	1か所 9人
●保育士確保に向けた取組	⇒ ○保育士就労支援講座<4回>、200人参加> 採用実績<30人>	6回、335人、56人
【未就学期の教育の充実】		
●幼・保・小連携の推進 (幼児期の教育と小学校教育双方の教育の充実を図り、小一プロブレムの解消等を目指して、小学校と幼稚園・保育所の接続期の連携を進めます)	⇒ ○接続期研修会<3回> ○幼保小連携推進地区事業の充実<36地区>	3回 24地区
【多様な保育ニーズへの対応】		
●病児保育	⇒ ○実施施設数<19か所>、 延べ利用者数<13,065人>	16か所 12,006人
●市立保育所の民間移管による 保育サービスの拡充	⇒ (下記は平成26年度移管予定園2か所での実施) ○時間延長サービス<2か所> ○3歳児以上への主食提供<2か所> ○土曜日の給食提供<2か所>	— 1か所 —

●保育料収納対策の促進	⇒ ○現年度保育料収納率<98.2%>	98.1%
●食物アレルギーへの取組	⇒ ○食物アレルギー対応マニュアルの作成 【新規】 ○食物アレルギー研修の拡充<3講座5回>	— 2講座 3回
〔保育の質の向上〕		
●保育所職員向け研修の充実	⇒ ○保育運営課主催講座数の拡充 <49講座、95回>	45講座 83回
●保育所における質の向上のためのアクションプログラムの推進	⇒ ○公民園長による推進部会の開催<9回> ⇒ ○民間保育所と連携した、施設長・新採用保育士研修、事故予防研修の実施<10回>	4検討会 14回 12講座 16回
(4) 子育て家庭に対する経済的支援		
●児童手当支給事業	⇒ ○適正支給に向けた検討・実施 ○月平均対象児童数<489,854人> ・支給月 6月、10月、2月	—

◆施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末 (見込み)
(1) 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進		
●放課後児童育成施策	⇒ ○19時まで放課後の居場所のある小学校区の割合<74.9%> ○放課後児童クラブの分割・耐震化移転の促進<25か所> ○放課後児童クラブの中間支援組織モデル事業実施<実施> ○障害児シンポジウムの開催<1回> ○放課後児童交流事業の開催<2回> ○放課後事業の見直し<検討>	73.5% — — 1回 2回 —
●プレイパーク支援事業	⇒ ○延べ開催回数<1,160回>	1,150回
●青少年体験活動の推進	⇒ ○自然体験施設（野島青少年研修センター、野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園））延べ利用者数<87,000人> ○科学体験施設（はまぎんこども宇宙科学館）延べ利用者数<300,000人> ○道志村自然体験事業の利用者数<10,000人>	83,000人 223,000人 —
●青少年の地域活動拠点づくり事業	⇒ ○青少年の延べ利用者数<50,000人>	52,528人
(2) 困難を抱える若者自立支援の充実		
〔困難を抱える若者に対する相談支援と社会参加プログラムの充実〕		
●青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザの相談・支援の拡充	⇒ ○延べ利用者数 合計<56,000人> ・青少年相談センター<17,000人> ・若者サポートステーション<14,000人> ・地域ユースプラザ<23,000人> ○青少年相談センターによる人材育成研修<40回> ○若者サポートステーションにおける職業資格取得助成数<19人> ○若者サポートステーションにおける就労訓練プログラムの利用者数<200人>	52,800人 17,000人 13,800人 19,390人 41回 0人 150人
●よこはま型若者自立塾の推進	⇒ ○短期・合宿型訓練<100人> ○農業を通じた長期・継続型訓練<20人>	93人 9人
●寄り添い型学習等支援事業の拡充	⇒ ○生活・学習支援の実施区数<13区>	6区
●横浜市子ども・若者支援協議会の運営	⇒ ○青少年施策の体系化<実施>	—
(3) 子育て家庭に対する経済的支援		
●児童手当支給事業	⇒ ※1 (4) 再掲	—

◆施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年やその家庭への支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末 (見込み)
(1) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実		
【児童虐待対策プロジェクト報告書に基づく8つの児童虐待対策の推進】		
●組織的対応の強化	○区と児童相談所の役割等を明記した「横浜型児童虐待相談援助指針」の策定(3月)【新規】 ⇒ ○区と児童相談所の連携強化のための「養育支援台帳システム」の改修(3月)【新規】	—
●人材育成 (児童虐待に対応するスタッフの専門性向上)	⇒ ○区及び児童相談所の責任職・職員を対象とした研修の実施(具体的事例から対応策を学ぶプログラムを実施) <200回> ○区及び児童相談所の責任職・職員を対象とした双方向での実地研修の実施 <80人>	214回 13人
●関係機関相互の連携強化	⇒ ○警察との連携強化に向けた児童相談所への専門家の配置の検討(3月)【新規】 ○事例に対する具体的な支援策を個別に検討する会議の実施 <700件> ○「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」等を活用した関係機関向け児童虐待対応研修の実施<150回>	— 634件 146回
●体制の整備・強化	⇒ ○養育支援を担当する保健師を配置(全区) ○区の心理相談員を増員(9区) ○事務職を増員し、これまで社会福祉職が行ってきた保育所入所事務を見直し、社会福祉職が虐待対応等の業務を行えるよう、業務分担の整理(全区) ○小学校の児童支援専任教諭の配置校を拡充(280校)	8区 5区 6区 210校
●社会的養護の推進	○北部児童相談所一時保護所新設整備<1か所> ・開所(8月) ○横浜型児童家庭支援センター 実施か所数<6か所> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業の実施	3か所 5か所 登録者数 100人
●広報啓発の強化	⇒ ○児童虐待防止推進月間キャンペーンの実施(11月) ○商店街・店舗への啓発<13,000店舗> ○公共交通機関での広報 バス車内<900台> ○区における身近な地域での広報の実施(18区)	11月 13,000店舗 900台 18区
●母子保健施策の充実・支援策の充実	⇒ ※1(1)再掲	
●地域子育て支援事業の推進	⇒ ※1(2)再掲	
(2) 障害児への支援		
●地域療育センターの支援充実	⇒ ○初診待機期間の短縮	3.8か月
●重症心身障害児者の介護負担の軽減	⇒ ○市立病院・地域中核病院での入院による受入れ(メディカルショートステイ)の実施・協力医療機関<9病院>	7病院
●障害児施設の整備	⇒ ○重症心身障害児施設新設整備<1か所> ・実施設計、着工 ○横浜市なしの木学園の民営化及び再整備 ・運営法人の選定、基本設計 ○白根学園児童寮の再整備 ・実施設計	本市所管 2か所 基本調査 基本設計

(3) ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応		
●ひとり親家庭等の自立支援	⇒ ○就労支援者延べ人数<2,400人> ○新規就労者数<300人>	3,108人 324人
●DV被害者等が地域で生活するための支援の充実	⇒ ○「なくそう!DV」キャンペーンの実施(11月) ○民間シェルター運営支援<5か所> ○加害者更生プログラムを実施する市内民間団体の運営支援<1か所>【新規】 ○母子生活支援施設退所後のフォロー支援<6か所>	11月 5か所 — 6か所

◆施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
(1) 子ども・子育て関連3法施行準備【新規】		
●横浜市子ども・子育て会議の設置・運営	⇒ ○横浜市子ども・子育て会議の開催<3回>	—
●ニーズ調査	⇒ ○ニーズ調査の実施・分析(8~10月)	—
●事業者実態調査	⇒ ○事業者実態調査の実施・分析(5~8月)	—
●電算システムの開発	⇒ ○電算システムの構築に向けた検討を推進	—
●横浜保育室認可移行のための支援	⇒ ○移行支援<5か所>	—
●放課後児童クラブ移行のための支援	⇒ ○分割開設<15か所> ○耐震化移転<10か所>	—
●新制度の説明・周知	⇒ ○事業者・利用者等への説明・周知(国の検討状況を踏まえ、実施)	—
(2) 安心・安全のまちづくり		
●子ども事故予防啓発推進事業	⇒ ○保育園での運動指導実施か所数<4区20園>	1区4園
●施設の保全推進(保育所、児童養護施設、障害児施設等)	⇒ ○老朽化施設の保全の推進	—
●耐震対策(耐震対策が行われていない児童福祉施設の耐震補強工事や再整備事業)	⇒ ○乳児院及び母子生活支援施設の再整備・工事(民設民営) ○児童養護施設の再整備のための調査(民設民営)	— 乳児院3か所 母子生活8か所 児童養護10か所
●給食食材放射線測定	⇒ ○各保育施設給食の主な食材の測定の実施と結果の公表<<192園、1534検体>>	127園 1017検体
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にすまちづくりの醸成		
●ワーク・ライフ・バランス推進事業	⇒ ○父親・祖父母世代向け講座の支援<15団体>	24団体

◇運営分野1 チーム力

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
■改革推進委員会の取組	⇒ ○職員による自主・自立的な取組(個別チームの編成) ○職員大会への参加、スポーツ観戦、各種イベントの開催	3チーム 通信22号 職員大会全 種目参加
■局長の取組	⇒ ○局長の現場訪問	随時

◇運営分野2 協働・共創

■様々な主体との協働・共創	⇒ ○広場や家庭的保育などの子育て支援並びに困難を抱える若者の自立支援など、子育て支援者やNPO等との連絡会や協議会の開催 ○施設・事業者等との公民連携による講演会や事業等の実施 ○局長と関係団体の意見交換会「こども茶話会」の実施 ○市内中小企業への発注を優先し、市内中小企業以外への発注の場合はその理由を明記	随時 随時 5回 —
---------------	--	---------------------

◇運営分野3 脱温暖化

■省電力の取組	⇒ ○パソコン、室内灯、エレベーターなど職員一人ひとりによる積極的な節電の取組 ○エコ保育所の認証	推進 13か所
---------	--	------------

◇運営分野4 WLB

■ワーク・ライフ・バランスの推進	⇒ ○年次休暇12日以上取得 ○超過勤務時間の削減<平成20年度比50%減(本庁のみ)> ○男性の育児休業取得<取得率50%>	9.4日 13%増 36% (5/14人)
------------------	---	--------------------------------